

京都市休日急病診療所条例の一部を改正する条例（平成16年3月31日京都市条例第74号）

（保健福祉局保健衛生推進室地域医療課）

京都市休日急病診療所について、その利用に係る料金（以下「利用料金」といいます。）をその管理の委託を受けた団体に収受させるため、利用料金に関し必要な事項を定めるとともに、規定を整備することとしました。

この条例は、平成16年4月1日から施行することとしました。

京都市休日急病診療所条例の一部を改正する条例を公布する。

平成16年3月31日

京都市長 梶本 頼兼

京都市条例第74号

京都市休日急病診療所条例の一部を改正する条例

京都市休日急病診療所条例の一部を次のように改正する。

第5条から第7条までを次のように改める。

(利用料金)

第5条 診療所を利用する者は、第9条の規定に基づき診療所の管理の委託を受けた団体（以下「管理受託者」という。）に対し、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

2 利用料金は、健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法中医科診療報酬点数表又は老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準中老人医科診療報酬点数表により算定した額の範囲内において、管理受託者が市長の承認を得て定めるものとする。

(手数料)

第6条 証明書、診断書その他の書類の交付を受けようとする者は、別に定める手数料を納入しなければならない。

2 前項の手数料は、同項の書類の交付を受ける際に納入しなければならない。

(利用料金等の還付)

第7条 既に支払われた利用料金及び既納の手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第9条を第10条とする。

第8条中「ことができる」を「ものとする」に改め、同条を第9条とする。

第7条の次に次の1条を加える。

(利用料金等の減免)

第8条 管理受託者は、市長が特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

2 市長は、特別の理由があると認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。